

概要版

上富良野町

第7期高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)



平成30年(2018年)3月



上富良野町



計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と位置づけ

◆計画策定の趣旨

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らすためには、高齢者自身が「支えられる」だけでなく、「支える」役割を担い、高齢者自身が地域における活動の担い手として、世代を超えた地域住民同士の役割分担・支え合いを進めていく必要があります。

本計画の策定にあたっては、第6期計画（計画期間：平成27～29年度）より掲げた地域包括ケアシステムの構築に向けて引き続き努めるとともに、現在の課題や特性を把握しながら、住み慣れた地域で助け合い、自分らしく生きていくことのできる社会の実現を目指します。

◆計画期間

今回策定する第7期計画は、平成30年（2018年）度から平成32年（2020年）度までの3年間を計画期間と定めます。



2 平成37年（2025年）を見据えた制度の改正

■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント■

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の取り組みの推進

- 介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取り組み内容及び目標を記載
- 要介護状態の維持・改善度合いや地域ケア会議の開催状況など実績評価
- 介護保険事業計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告

2 医療・介護の連携の推進

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）の創設

3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- 高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ
- その他、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化、障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 現行2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合の3割化

5 介護納付金における総報酬割の導入

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

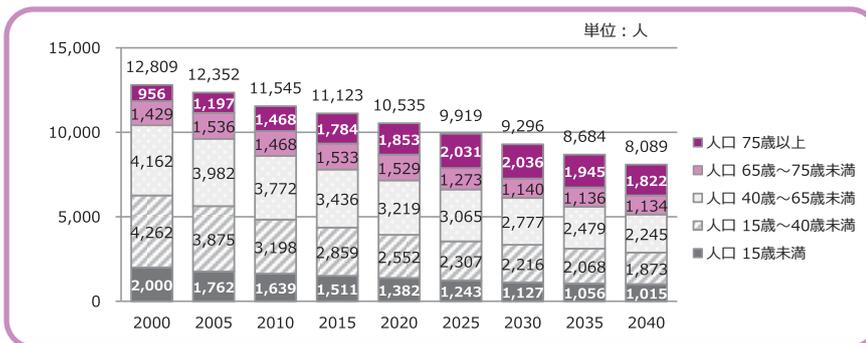
上富良野の高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の現状

◆人口構造

本町の人口構造をみると、75歳以上の人口は増加傾向にあります。特に65歳以上では前期高齢者（65歳から74歳までの方）の人口が2015年をピークに減少しますが、後期高齢者（後期高齢者～75歳以上の方）人口は2030年まで増加しその後減少傾向に向かうことが予想されています。一方、それ以外の世代の人口が長期にわたって減少傾向にあることがわかります。高齢化率をみると、2015年には29.8%となっており、今後も少子高齢化に伴う高齢化率の上昇は続くものと見込まれています。

■年齢5区分別人口の構成比の推移■



総人口が継続的に減少する中で65歳以上の高齢者人口は増え続けました。

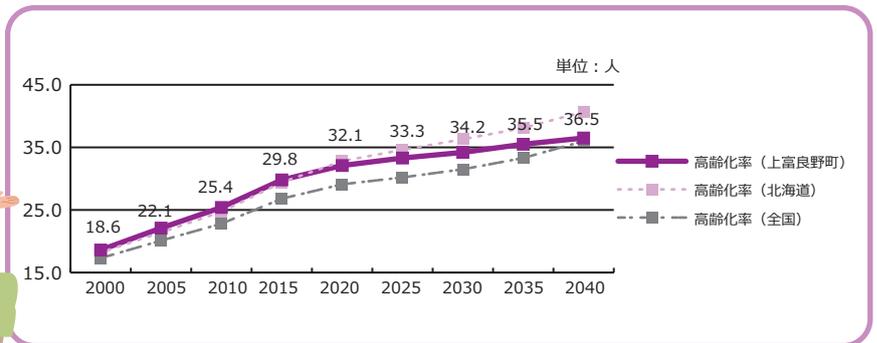
中でも高齢人口の後期高齢者の占める割合は54%（2015年）で、年々割合が増えています。



2015年には高齢化率は全国、北海道を上回っています。



■高齢化率の推移■



資料：総務省「国勢調査」（2000年～2010年）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25（2013）年3月推計）（2015年以降）

◆高齢者世帯の推移

本町の一般世帯数は平成17年以降減少傾向で推移しています。

高齢者世帯についてみると、人口減少に伴って一般世帯数も減少局面にあります。一方で、高齢者のいる世帯は増加傾向を示しており、高齢者のいる世帯の割合も5割弱となっています。また、高齢者単身世帯の占める割合も増加傾向にあり、今後も、独居高齢者だけではなく、高齢夫婦世帯も含めて経過を注視していく必要があります。

高齢者のいる世帯は増加し、中でも高齢者単身世帯、高齢夫婦は増加傾向です。



■高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成37年(2025)
一般世帯 (A)	4,363	4,501	4,375	4,317	3,758
高齢者 (65歳以上) のいる世帯 (B)	1,601	1,802	1,894	2,064	2,273
比率 (B) / (A)	36.7	40.0	43.3	47.8	60.5
65歳以上高齢者単身世帯 (C)	255	352	399	492	629
比率 (C) / (A)	5.8	7.8	9.1	11.4	16.7
高齢夫婦世帯数 (D)	524	644	713	781	817
比率 (D) / (A)	12.0	14.3	16.3	18.1	21.7

資料：「国勢調査」2025年は推計値



② 介護保険給付等の状況

◆ 被保険者数の推移

第1号被保険者（65歳以上）数は微増で推移しており、平成29年11月末では3,410人となっています。前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向にあります。特に後期高齢者の増加分が大きくなっています。

■ 第1号被保険者数の推移 ■

単位：人

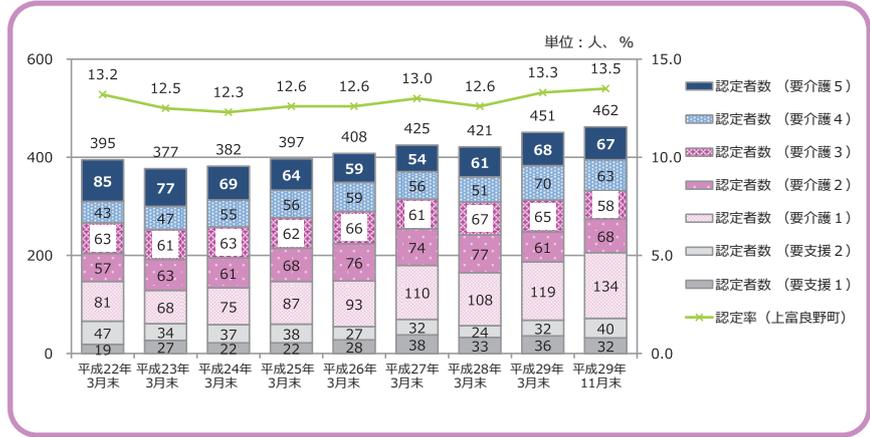
	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成29年 11月末
第1号被保険者	3,011	3,095	3,153	3,227	3,281	3,353	3,388	3,410
前期高齢者	1,464	1,473	1,472	1,530	1,556	1,584	1,585	1,601
後期高齢者	1,547	1,622	1,681	1,697	1,725	1,803	1,803	1,809

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 ※平成28、29年度のみ厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

◆ 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

第1号被保険者の要介護・要支援認定者数についてみると、高齢化の進行に伴って、増加しています。平成22年3月末には395人でしたが、平成29年11月末では462人と、約1.17倍となっています。要支援・要介護区分で見ると、特に「要介護1」の増加が大きくなっています。合計認定率で見ると、12%から13%程度で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

■ 要支援・要介護認定者数と合計認定率の推移 ■



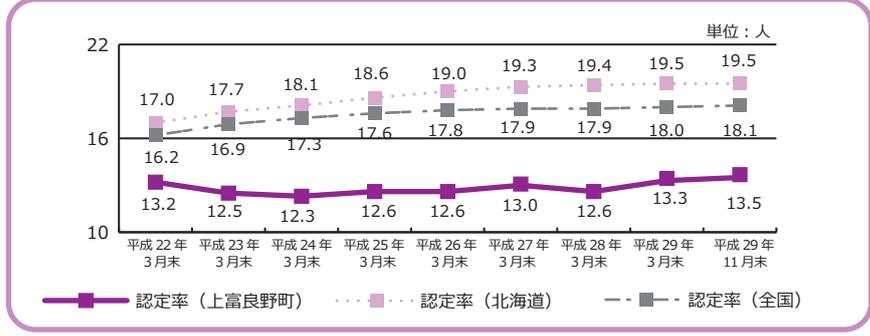
要介護・要支援認定者も増加していますが、介護認定率は12～13%台で推移し横ばいです。年々上昇する全国（18%台）・北海道（19%台）と比較し、大幅に低い水準です。また調整済み軽度認定率及び重度認定率も全国・北海道・近隣市町村と比較し低い水準です。認定者数の内訳では前期高齢者は変動がないものの、後期高齢者は毎年平均10人づつ増加しています。認定者全体に占める割合は後期高齢者が例年9割を占めています。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 ※平成28、29年度のみ厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

また、第1号被保険者の認定率について、全国、北海道と比較すると、全国、北海道よりも低い水準で推移しています。

全国、北海道及び近隣市町村の調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布を散布図で見ると、本町の重度認定率は他と比較しても低くなっています。軽度認定率も低くなっており、全国と比較しても低いことがわかります。今後も、要介護認定に係る制度の適正な運用を進めるとともに、要介護状態や認知症を防ぐ予防事業や認知症予防事業などを進めていく必要があります。

■ 認定率の推移の比較 ■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 ※平成28、29年度のみ厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

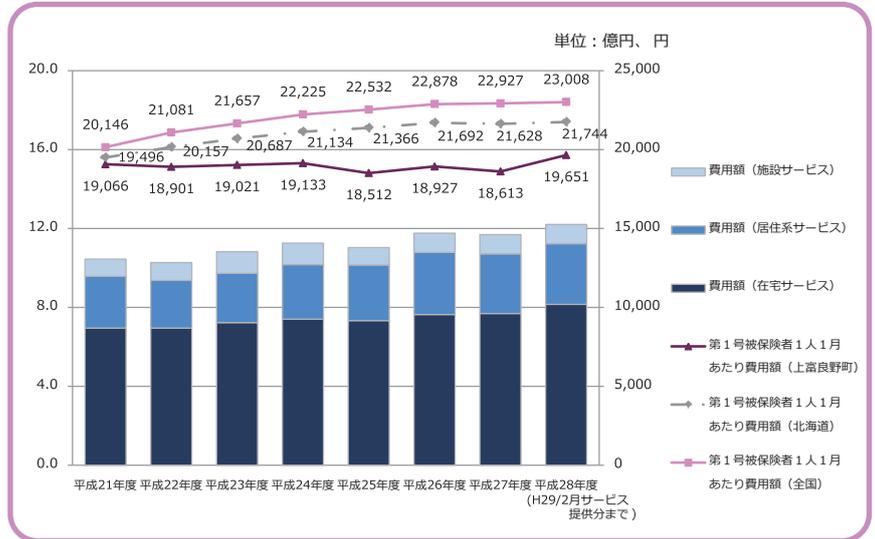


◆介護費用額の推移

介護費用額の推移をみると、年々増加しています。第1号被保険者1人1月あたり費用額は、ほぼ横ばいで推移していることから、高齢者の増加によるところが大きいことがうかがえます。第1号被保険者1人1月あたり費用額について、全国、北海道と比較すると、低い水準で推移しています。



■介護費用額の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成21～27年度）
厚生労働省「介護保険事業計画（月報）」（平成28年度）※平成28年度は11か月累計。補足給付は費用額に含まれない。

高年齢者のニーズ

1 調査の概要

は、全国平均より数値が高く、改善が必要な項目
は、全国平均より数値が低く、改善が必要な項目

調査種別	対象者	配布数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要支援認定1・2の認定者及び一般高齢者	900票	87.4%

項目	割合 (上富良野町)	割合 (全国平均)
運動器機能リスク高齢者の割合	15.6%	17.5%
栄養改善リスク高齢者の割合	5.5%	7.2%
咀嚼機能リスク高齢者の割合	37.5%	32.1%
閉じこもりリスク高齢者の割合★	24.5%	22.2%
認知症リスク高齢者の割合★	53.5%	44.9%
うつリスク高齢者の割合	39.6%	39.8%
IADLが低い高齢者の割合	6.5%	9.9%
ボランティアに参加している高齢者の割合	12.6%	13.6%
スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合	24.8%	22.1%
趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	21.2%	28.7%
学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	8.3%	10.8%
地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合	53.6%	57.7%
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合	34.3%	33.7%
転倒リスク高齢者の割合★	42.6%	33.2%
独居高齢者の割合★	28.6%	18.5%
夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）世帯の割合★	49.4%	38.1%
配食ニーズありの高齢者の割合	10.4%	8.5%
買い物ニーズありの高齢者の割合	4.6%	5.1%
介護が必要な高齢者の割合	3.2%	7.2%
介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合	10.7%	8.8%
現在の暮らしが苦しい高齢者の割合	25.5%	31.6%
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合	89.8%	95.4%
情緒的サポートを与える相手がいる者の割合	87.6%	93.0%
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合	87.8%	93.9%
手段的サポートを与える相手がいる者の割合	73.4%	87.0%
主観的健康観の高い高齢者の割合	72.2%	74.1%
主観的幸福観の高い高齢者の割合	41.9%	45.4%

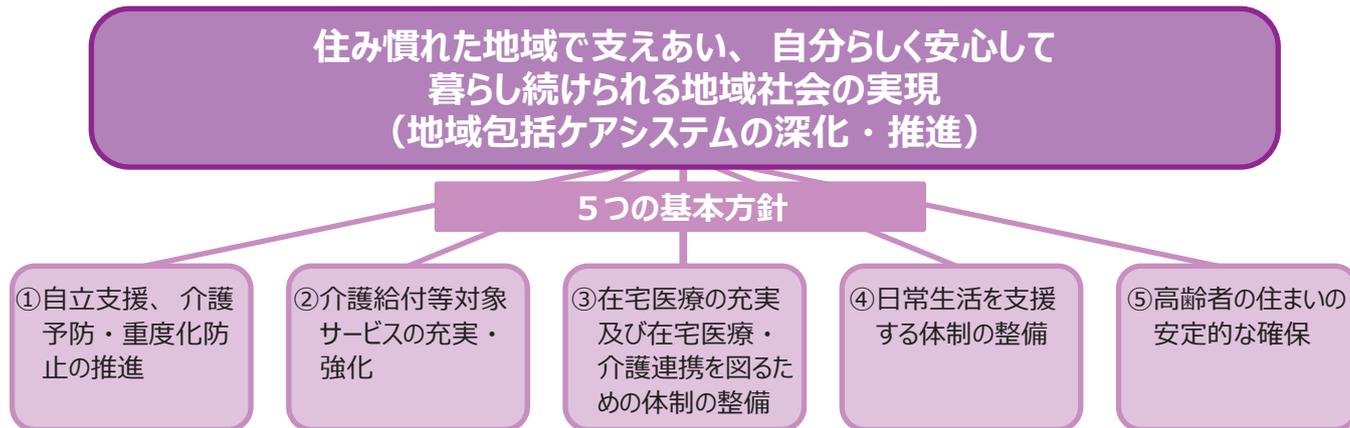
※「割合（全国平均）」は、平成29年7月27日までに地域包括ケア「見える化」システムに掲載された135市区町村の推計平均値です。
※上表網掛け部分は、全国平均より高い割合の項目

1 基本理念

◆基本理念の設定

第6期計画では、計画の基本理念として「地域包括ケアシステムの構築」を考慮して「**住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現**」を掲げ、高齢者施策及び介護保険事業を進めてきました。第7期計画においてはさらに「**地域包括ケアシステムの深化・推進**」が求められることから、第6期計画における基本理念を継承するとともに、これまでの調査結果に基づく課題を踏まえ5つの基本方針を掲げ、基本理念の実現に向けて活動に取り組みます。

■第7期計画における基本理念■

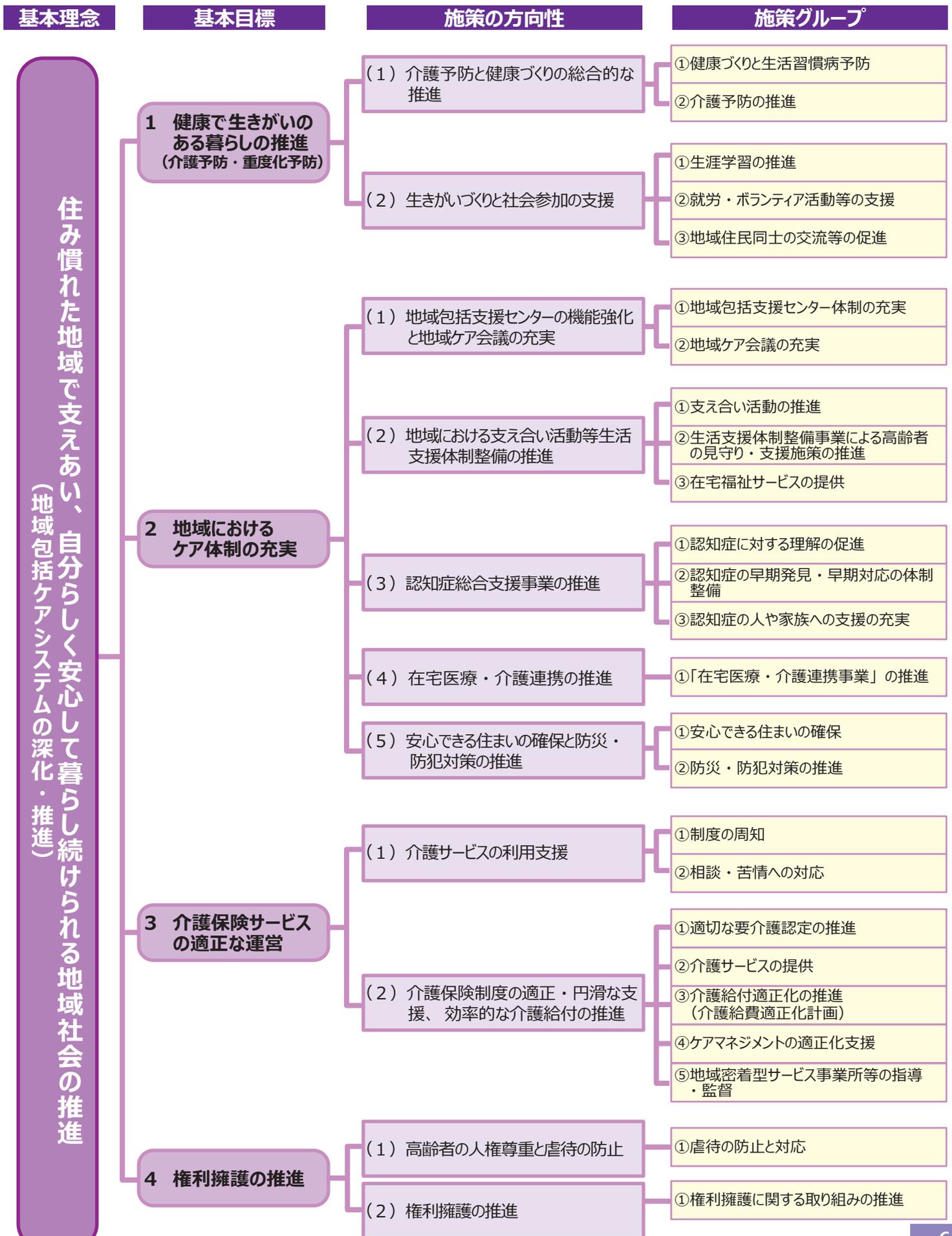


地域包括ケアシステムの姿



② 施策の体系

本計画における施策体系は以下の通りです。



計画の基本的な考え方、高齢者を取り巻く状況、高齢者のニーズを踏まえ、基本理念に沿って、次の内容を重点に第7期計画を実践します。

（1）健康で生きがいのある暮らしの推進（介護予防・重度化予防）

- ① 「健康づくり推進の町」として、介護の重度化につながる脳血管疾患などの血管障害の発症予防やロコモティブシンドローム、フレイル予防等の認識の普及
- ② 高齢者がいきいきと役割や生きがい、楽しみを持って活躍する暮らしの継続支援
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、自主的に介護予防活動を行う筋トレ自主活動やふまねっと、NPOなどの活動を支えるリーダー育成事業や介護予防の効果・意欲を高める体力測定、エルダーシステムの普及 **拡大**



（2）地域におけるケア体制の充実

- ① 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実（専門部会の設置、代表者レベルの協議） **拡大**
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ③ 地域全体で高齢者を支えるためのしくみの構築に向けて、生活支援体制整備事業の実施（生活支援コーディネーター配置、協議体設置） **新規**
- ④ 新オレンジプランを踏まえた認知症総合支援事業の推進（認知症地域支援推進員配置、認知症初期集中支援チーム設置） **新規**
- ⑤ 在宅医療・介護連携の推進 **拡大**



（3）介護保険サービスの適正な運営

- ① 介護給付費適正化事業
認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合、介護給付費通知の実施推進 **拡大**
- ② 地域密着型サービス事業所等の指導
- ③ 介護サービス事業所を支援するための介護人材の確保の取り組みの実施 **新規**
- ④ 居宅介護支援事業所の指定権限の委譲に向けた体制整備 **新規**
- ⑤ 介護予防・生活支援サービス事業実施事業者に対するリハビリテーション職員等による介護予防の技術的指導 **新規**



（4）権利擁護の推進

- ① 権利擁護に関する取組の推進 **拡大**
- ② 虐待の防止と対応



① 保険給付費の見込み

◆介護（予防）給付費（見込み額）

単位：千円

サービス種類	2018	2019	2020	第7期合計
1 居宅サービス	291,493	306,720	319,558	917,771
2 地域密着型サービス	149,438	177,079	183,996	510,513
3 施設サービス	377,013	390,982	404,782	1,172,777
4 その他給付費	61,731	65,613	69,735	197,079
5 消費増税影響分 介護職員処遇改善分	0	10,498	21,800	32,298
小計	879,675	950,892	999,871	2,830,438
6 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響見込額	▲251	▲391	▲408	▲1,050
合計	879,424	950,501	999,463	2,829,388

※「4 その他給付費」は、特定入所サービス費、高額介護サービス費、高額介護合算サービス費、審査支払手数料

② 介護保険料の算出

◆基準額に対する介護保険料の段階設定等

本計画期間内における介護保険料の段階設定は10段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

所得段階	対象者	負担割合	保険料 (上段年額) (下段月額)
第1段階	生活保護受給者の方、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.45 (軽減前 0.5)	26,400 2,200
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越え120万円以下の方	0.65	38,200 3,183
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	44,100 3,675
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.85	49,900 4,158
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越える方	1.00 基準額	58,800 4,900
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	70,500 5,875
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.4	82,300 6,858
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.6	94,000 7,833
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	1.7	99,900 8,325
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.8	105,800 8,817

※年額保険料は、基準額（58,800円）に各所得段階の負担割合を乗じています。（100円未満切り捨て）

※月額保険料は、年額保険料 ÷ 12か月（1円未満切り捨て）



◆介護保険料基準額（月額）の算定方法

介護保険料基準額（月額）の算定方法は、おおむね次のとおりです。

標準給付費見込額	2,829,388 千円
地域支援事業費見込額	143,019 千円
合計	2,972,407 千円
第1号被保険者負担率	23%
調整交付金影響額 <small>(全国平均で交付率が5%となるよう所得構成や後期高齢者割合により国が交付割合を決定します。)</small>	△54,915 千円
基金取崩影響額	60,000 千円以内
保険料収納必要額	574,227 千円
予定保険料収納率	99.6%
第1号被保険者数 <small>(所得段階により異なる負担率に応じた相当人数です。)</small>	9,805 人
予定保険料見込額（年額） <small>(端数調整あり)</small>	58,800 円
予定保険料見込額（月額）	4,900 円
6期からの増加率（%）	8.9%

【参考】介護保険料基準月額の推移

	第1期 H12～14	第2期 H15～17	第3期 H18～20	第4期 H21～23	第5期 H24～26	第6期 H27～29
	3,000 円	3,000 円	3,500 円	3,600 円	3,950 円	4,500 円
増加率（%）		0	16.7	2.9	9.7	13.9

上富良野町 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

（平成30年度～平成32年度）

編集・発行 平成30年（2018年）3月 上富良野町保健福祉課
〒0071-0561 上富良野町大町2丁目8番4号 保健福祉総合センター かみん
TEL (0167)45-6987 FAX (0167)45-5788

